

2017年（平成29年）1月30日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する異議申立てについて（答申）

2016年（平成28年）6月8日付けで諮問された「藤沢市村岡地区のまちづくり（（仮称）村岡新駅設置を含む）に関連する事について、平成20年度以後に神奈川県、鎌倉市、藤沢市3者で行った会議、協議、調整、打合せ、議事録等の書面。下記の会議に関する議事録等の書面は、不要。1.（仮称）村岡新駅の実現に向けた検討会 2. 湘南地区整備連絡協議会 3. 村岡・深沢地区総合交通戦略策定協議会 4. 村岡深沢地区全体整備構想検討委員会」の行政文書公開請求に対する公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市長（以下「実施機関」という。）が「藤沢市村岡地区のまちづくり（（仮称）村岡新駅設置を含む）に関連する事について、平成20年度以後に神奈川県、鎌倉市、藤沢市3者で行った会議、協議、調整、打合せ、議事録等の書面。下記の会議に関する議事録等の書面は、不要。1.（仮称）村岡新駅の実現に向けた検討会 2. 湘南地区整備連絡協議会 3. 村岡・深沢地区総合交通戦略策定協議会 4. 村岡深沢地区全体整備構想検討委員会」の行政文書公開請求に対し、2016年（平成28年）2月17日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は2016年（平成28年）2月3日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により、「藤沢市村岡地区のまちづくり（（仮称）村岡新駅設置を含む）に関連する事について、平成20年度以後に神奈川県、鎌倉市、藤沢市3者で行った会議、協議、調整、打合せ、議事録等の書面。下記の会議に関

する議事録等の書面は、不要。1. (仮称)村岡新駅の実現に向けた検討会 2. 湘南地区整備連絡協議会 3. 村岡・深沢地区総合交通戦略策定協議会 4. 村岡深沢地区全体整備構想検討委員会」の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に係る行政文書を、「第7回村岡新駅を中心としたまちづくり地権者連絡会資料及び第8回の村岡新駅を中心としたまちづくり企業連絡会資料」(以下「本件対象文書」という。)と特定し、異議申立人に対し同月17日付けで、行政文書公開一部承諾決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、公開することができない部分及び理由を次のとおり付して異議申立人に通知した。

ア 公開することができない部分

(ア) 第7回村岡新駅を中心としたまちづくり地権者連絡会「出席者名簿」
[担当職名・氏名欄の法人担当者名(4カ所)]

(イ) 第7回村岡新駅を中心としたまちづくり地権者連絡会「議事要旨」
[P1の質疑応答欄の委員名(1カ所)][P2の質疑応答欄の委員名(4カ所)]

(ウ) 第7回村岡新駅を中心としたまちづくり地権者連絡会「議事要旨」
[P2の質疑応答欄の氏名(1カ所)]

(エ) 第8回村岡新駅を中心としたまちづくり企業連絡会「出席者名簿」
[担当職名・氏名欄の法人担当者名(4カ所)]

(オ) 第8回村岡新駅を中心としたまちづくり企業連絡会「議事要旨」

イ 公開することができない理由

(ア) 法人の担当者名については個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第6条第1号に該当するため。

(イ) 法人の委員名については個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第6条第1号に該当するため。

(ウ) 氏名については個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第6条第1号に該当するため。

(エ) 法人の担当者名については個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、条例第6条第1号に該当するため。

(オ) 議事要旨については前回会議の振り返り資料として作成しており、本会議は第8回で終了しているため、作成しておらず不存在。

(3) 異議申立人は同年3月14日付けで、実施機関に対し、本件処分の一部を取消すとの決定を求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

- (4) 実施機関は同年6月8日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の一部を取消すとの決定を求める、というものである。

なお、異議申立人は口頭意見陳述を行う権利を放棄した。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書によると、異議申立ての理由は次のとおりである。

ア 平成23年7月5日、同年8月17日、同年12月2日に、神奈川県、鎌倉市、藤沢市の3者で協議等を実施しているが、上記に関わる行政文書を公開せずに決定処分をしている事は違法不当である。

イ また、平成25年8月23日にも、神奈川県、鎌倉市、藤沢市の3者で協議等を実施しているが、その記録文書について公開をしないのは条例に反する。

4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、申立て理由の中で、「異議申立てに係る処分は、平成23年7月5日、同年8月17日、同年12月2日、神奈川県、鎌倉市、藤沢市、3者で協議等を実施しているが、上記に関わる行政文書を公開せずに決定している事は違法不当である。」と主張するが、異議申立人が指定した日時に、神奈川県、鎌倉市、藤沢市、3者で協議を実施した記録がなく行政文書不存在であることから、異議申立人の主張には理由がなく、認容できるものではない。

- (2) また、異議申立人は、意見書の中で、さらに平成25年8月23日にも、神奈川県、鎌倉市、藤沢市の3者で協議等を実施しているにもかかわらず、その記録文書について公開をしないのは条例に反する、と主張しているが、同日時においても、神奈川県、鎌倉市、藤沢市、3者で協議を実施した記録がなく行政文書不存在であることから、異議申立人の主張には理由がなく、認容できるものではない。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、異議申立人の主張には理由がないことから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書を「第7回村岡新駅を中心としたまちづくり地権者連絡会資料及び第8回村岡新駅を中心としたまちづくり企業連絡会資料」と特定し、行政文書公開一部承諾決定を行い、公開することができない部分及び理由を付して異議申立人に通知した。

(2) 本件処分について

ア 条例第6条第1号該当性について

(ア) 実施機関は、法人の担当者名、法人の委員名及び氏名については、公開された場合、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当するため非公開とした。

(イ) 審査会において審査を行ったところ、当該法人の担当者名、法人の委員名及び氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できることから、公開された場合、当該個人の権利利益を害するおそれを否定できないことから、実施機関が、当該担当者名等を非公開としたことは妥当である。

イ 本件請求文書の存否について

(ア) 実施機関は、本件対象文書のうち「第8回村岡新駅を中心としたまちづくり企業連絡会議事要旨」については、「議事要旨」は前回会議の振り返り資料として作成することとしており、第9回会議は開催されていないため作成しておらず不存在とした。

(イ) 異議申立人が申立て理由及び意見書の中で主張する、平成23年7月5日、同年8月17日、同年12月2日及び平成25年8月23日に実施されたとする協議等について、審査会において確認を行ったところ、実施機関は、当該協議等はいずれも鎌倉市の都市計画手続きを進めるための会議であり、開催にあたり隣接する藤沢市が同席を求められたもので、協議等が実施された記録はないものの実体はあったと認識しているが、藤沢市としての意思決定に関わるような重要な内容ではなかったため、報告書等の記録が現存せず、作成された事実も確認できなかった、としている。

(ウ) 以上のことからすると、異議申立人が主張する、平成23年7月5日、同年8月17日、同年12月2日及び平成25年8月23日に実施されたとする協議等についての文書が存在しないことについて、実施機関の主張に必ずしも不合理もしくは不自然な点はなく、異議申立人は口頭意見陳述を行う権利を放棄し、それを覆す主張もされなかった。

したがって、本件対象文書は公開した文書以外は存在しないとする実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 2. 3	行政文書公開請求受付
2. 17	行政文書公開一部承諾決定処分
3. 14	行政文書公開一部承諾決定処分に対する異議申立書受理
6. 8	実施機関から審査会へ諮問書の提出
6. 30	実施機関から審査会へ非公開理由説明書の提出
7. 6	異議申立人から審査会へ意見書の提出
10. 14	実施機関から審査会へ対象文書の提出
11. 28	実施機関への意見聴取 審議
2017. 1. 30	答申

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長 ○職務代理者